

高齢者虐待防止のための指針

株式会社 フレンズ南熱海

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

当事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見、早期対応に努め虐待防止に該当する以下の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待：利用者の身体に暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②放棄・放置：利用者に本来行うべき支援の放棄または長時間の放置、他者による虐待行為を放置する行為。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること、または利用者にワイセツな行為をさせること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会その他当事業所の組織に関する基本方針

当事業所では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止委員会」を設置します。

①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

②虐待防止委員会の構成委員

施設長から指名された職員を委員長とし、委員長と施設長の指名した職員数名を合わせ4名以上で構成する。

③虐待防止委員会の開催

委員会は、年1回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④虐待防止委員会の役割

ア) 虐待の防止のための指針の整備に関すること

イ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること

ウ) 虐待等について、利用者・職員が相談・報告できる体制を整備すること

- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を年1回以上実施します。

研修内容は基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とします。

実施した研修については、実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管をします。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ①利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2②で指名された虐待防止委員とします。
- ②事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止委員に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び虐待防止委員は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

6 成年後見制度の利用支援

利用者またはご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取扱いに留意し、相談者に不利益が生

じないよう細心の注意を払って対処します。

③対応の結果は相談者にも報告します。

8 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

2023年4月1日 施行